

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 取組方針の策定の目的

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと指摘や批判があるところです。

このことを踏まえ、市民の理解と納得を得られるよう本市の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定しました。

2 現状

(1) 技能労務職員ごとの人数、平均年齢、平均給与額及び民間従業員データ

区 分	平 戸 市				民 間		
	平 均 年 齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	対 応 す る 民 間 の 類 似 職 種	平 均 年 齢	平均給与月額
調 理 員	53.0 歳	9 人	355,595 円	366,806 円	調 理 士	41.9 歳	211,700 円
用 務 員	51.2 歳	13 人	342,745 円	355,965 円	用 務 員	53.9 歳	227,200 円

「平戸市」の人数、平均年齢、平均給与額には、臨時職員等は含まれていません。

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間データは、総務省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成16年～18年の3ヶ年平均)

技能労務職等の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

給与抑制のため、職員については、本来の給料月額から5%を減額しています。

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上
調 理 員	-	1 人	1 人	7 人	-
用 務 員	-	1 人	2 人	10 人	-
そ の 他	-	-	-	2 人	-

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

- ・ 調理員、用務員、衛生班員及び自動車運転手
技能労務職員給料表（行政職給料表の1～4級を基に作成）を適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

(4) 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は、2号給）を標準として、昇給しています。

3 基本的な考え方

調理員、用務員、衛生班員及び自動車運転手ともに、退職者不補充職種とし、平成16年度以降新規採用は、行っていません。

業務内容を精査し、直営で実施するより民間を活用することが効率的な業務については、在職者の調整を行いながら民間活力の導入を推進していきます。

給与面については、平戸市行政改革実施計画に伴う給与の適正化の観点から、民間給与を反映した適正な給与制度・運用となるように国に準じた取扱い等について、検討しております。

4 具体的な取組内容

これまで同様、退職者不補充職種として継続していきます。

可能な範囲で一般行政職への職種変更を行い、職種変更が不可能な職員については、国の行政職俸給表（二）への移行を検討します。

民営化等検討委員会を設立し、民間活力の導入について審議をはじめており、早期に方針を策定していきます。